

第 33 回白河市地域公共交通活性化協議会概要

日 時	令和 3 年 6 月 1 日（火） 午後 3 時 30 分～4 時 40 分
場 所	白河市役所 正庁
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱 ・ 白河市地域公共交通活性化協議会委員名簿 （1） 議案第 1 号 副会長及び監事の選任について （2） 議案第 2 号 令和 2 年度事業報告について 別紙①、別紙② （3） 議案第 3 号 令和 2 年度収支決算並びに監査報告について （4） 議案第 4 号 令和 3 年度事業計画（案）について （5） 議案第 5 号 令和 4 年度収支予算（案）について （6） 議案第 6 号 地域公共交通確保維持改善事業 「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請について （7） 議案第 7 号 表郷及び旗宿、東地域における予約型乗合タクシーの 実証実験の継続について （8） 議案第 8 号 白河市循環バス実証実験の実施について （9） 議案第 9 号 白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正 について
<p>■内容</p> <p>《委嘱状交付式》 副市長より出席委員に対し委嘱状を交付</p> <p>《会議》</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ 圓谷会長（副市長）よりあいさつ (会議成立報告) 設置要綱第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議に過半数となる 24 名の出席をいただいていることから、会議が成立していることを事務局より報告。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 議案第 1 号 副会長及び監事の選任について設置要綱第 7 条第 3 項の規定により、委員の中から会長が指名。 副会長 芥川 一則 氏（福島工業高等専門学校） 監 事 河野 敏夫 氏（白河市町内会連合会） 監 事 藤田 龍文 氏（白河商工会議所）</p> <p>→ <u>異議なし。議案第 1 号について承認</u></p>	

(2) 議案第2号 令和2年度事業報告について

令和2年度事業報告として、①地域内移動支援事業の実績（別紙1）、②予約型乗合タクシー実証実験の実績（別紙2）、③白河市生活交通バス減免規定の変更、④地域公共交通確保維持改善事業「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請、⑤白河市循環バス「こみねっと」新型車両導入について事務局より説明。

(3) 議案第3号 令和2年度収支決算について

令和2年度白河市地域公共交通活性化協議会収支決算について事務局より説明。
また、河野敏夫監事より、監査結果を報告。

→ 異議なし。議案第2号及び議案第3号について一括承認

(4) 議案第4号 令和3年度事業計画（案）について

令和3年度事業計画（案）として、①地域公共交通確保維持改善事業「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請、②地域内移動支援（バス及びタクシー）事業、③予約型乗合タクシー実証実験、④白河市循環バス実証実験（真舟地区試験運行）について事務局より説明。

(5) 議案第5号 令和3年度収支予算（案）について

令和3年度白河市地域公共交通活性化協議会収支予算（案）について事務局より説明。

→ 異議なし。議案第4号及び議案第5号について一括承認

(6) 議案第6号 地域公共交通確保維持改善事業

「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請について

「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請について事務局より説明。

(事務局説明)

現在、市循環バスの費用の一部については、地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用して運行している。

バスを走らせる目的や必要性、事業目標について記載した計画で、協議会の承認を得たものを、国土交通省へ申請し、認定されることにより運行経費の補助を受けている。

対象期間は、バス事業年度の令和4年度、令和3年10月から令和4年9月まで。
現在の計画書は、前年度の様式をもとに作成。

例年、5月中に計画の様式が国から示され、作成した計画を協議会の承認を得て、6月末に国土交通省東北運輸局に提出。しかし、今年度の様式が示されていない状況のため、東北運輸局に確認し、協議会で昨年度の様式をもって承認を得て、後程新しい様式に差し替えて提出可能と回答があったため、昨年度の様式で資料を作成しお諮りした。「国庫補助上限額及び算定式」も変更になる可能性があり、会長判断で必要な修正をする。

また、当該計画の1次評価を毎年1月に提出するため、来年1月に他の案件がない場合には、書面会議にてお諮りすることを了承いただいた。

→ 異議なし。議案第6号について承認

- (7) 議案第7号 表郷及び旗宿、東地域予約型乗合タクシーの実証実験の継続について
表郷及び旗宿、東地域予約型乗合タクシーの実証実験の継続について事務局より説明。

(事務局説明)

既存バス路線への接続による利用促進や地域活性化に結びつけるため、令和2年度より表郷及び旗宿地域、東地域にて予約型乗合タクシーの実証実験を実施している。

制度の周知不足、行政から市民への外出自粛要請により正確な需要や効果を確認できなかったため、再度令和3年10月以降も現在と同様の内容で運行を試みる。

なお、交通事業者が乗合タクシー等の運行事業を行う場合には、自家用有償旅客運送を実施できないため、実験期間中は、引き続き表郷地域及び東地域の巡回バスを休止する。

→ 異議なし。議案第7号について承認

- (8) 議案第8号 白河市循環バス実証実験の実施について

白河市循環バス実証実験の実施について事務局より説明。

(事務局説明)

真舟、米村道北等は、一定規模の人口密度を有し、用途地域に指定されているが、コミュニティバスが未整備区域となっており、民間路線バスも1日1往復と少なく公共交通不便地区となっている。

運行ルート及び本数は、左回りコースが、白河駅、厚生病院、卸売市場、南真船、新白河駅、白河駅の順にまわるルート、右回りコースが、白河駅、新白河駅、南真船、卸売市場、厚生病院、白河駅の順にまわるルートとなっており、1日各3便の運行。

運賃は、1回乗車につき65歳未満(中学生以上)が200円、65歳以上・こども(小学生)・障がい者が100円、乳幼児が無料。なお、障がい者の介助者は、1名のみ65歳未満運賃の半分。支払い方法は、現金とバス・タクシー助成券が利用可能。バス・タクシー助成券は、要綱を改正することで利用可能となるため、必要な改正を行う。

実施期間は、令和3年9月1日から令和3年12月28日までの平日81日間。

本実験では、実験地区及び周辺住民のバス需要や実験による商業施設、医療機関などへの波及効果について確認するほか、既存の循環バスルート短縮の検討及び今後、開通する国道294号白河バイパス開通後の運行ルートの検討材料とする。

運行事業者は、現在循環バスを運行している福島交通㈱、ジェイアールバス関東㈱へ委託を予定。

運行事業者により、6月下旬に国土交通省へ運行申請を行う。

9月の運行開始前には、バス利用者や実験地域の住民に周知を図る。

また、実験期間中は、利用状況を確認するため、乗降調査を適宜実施する。

→ 異議なし。議案第8号について承認

○主な意見等

以前より要望していた地域で実証実験が行われることに感謝する。今後、本格運行に繋がることを望む。(白河市町内会連合会)

(9) 議案第9号 白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について
白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について事務局より説明。

(事務局説明)

道路運送法の改正により「自家用有償旅客運送」の種類が見直されたことに伴い、本協議会設置要綱について関連する事項について改正を行う。

市町村が運行主体となる「市町村運営有償運送(交通空白)、市町村運営有償運送(福祉)」の種類がなくなり、種類が「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」に区分されたため、本協議会での協議事項を「市町村運営有償運送」から「交通空白地有償運送及び市による福祉有償運送」に変更する。

また、国土交通省が示す考え方に基づき、市による福祉有償運送について協議を行う場合には、「市において現に福祉有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち代表者が指名する者」について協議会の委員として市長が委嘱することとする改正を行う。

→ 異議なし。議案第9号について承認

・その他

人口減少や免許返納する高齢者が進み、タクシーの需要が増している。

偶数月は年金支給日があるため消費が増える傾向がある。高齢者が地域内で消費を行うと地域経済が回るため、お店等に向かう足の確保が必要である。今後、周辺部の高齢者移動はタクシーが担っていくことになる。(福島工業高等専門学校)

5. 閉会